川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て

川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月13日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

川崎市後期高齢者医療に関する条例(平成20年川崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「であって、同項」を「であって、法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地に係る特例を受けて本市の国民健康保険の被保険者とされていた者であって、当該特例を引き継いで本市が加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者となるものを、本市が保険料を徴収すべき被保険者に加えるため、この条例を制定するものである。